

平成28年度 第3回図書館協議会会議 会議録

日 時 平成28年2月28日(金)13:30～14:40

会 場 恵庭市立図書館 本館 会議室

出席者:(委員) 会長ほか委員6名

(事務局) 教育部次長・図書課長・主査2名

1. 開 会

2. 挨拶

(協議会会長挨拶)

(教育部次長挨拶)

3. 報 告

① 恵庭市立図書館指定管理者の決定について

(事務局説明)

質疑

A委員 施設修繕は市が対応することになると思うが、その他の業務については、全て指定管理者が対応することとなるのか。

事務局 建物の管理につきましては指定管理者の管轄となっておりますが、費用10万円以上の修繕につきましては、市が担当することとなっております。指定管理者は図書館の施設管理だけではなく、運営も行う形となっております。

A委員 指定管理者と市民が直接交流する公的な場は存在するのか。

事務局 図書館ボランティア交流会を指定管理者主体で定期的を開催いたします。ボランティア活動は今までどおり行っていただきますので、円滑なボランティア活動を進めるためには何が必要か話し合う場を定期的に設けることを、指定管理者と市の間で取り決めております。指定管理者が独断で図書館運営を行うのではなく、あくまでも行政、市民と連携した運営を行うよう、指定管理者には伝えております。交流会は規則等を定めるためのものではなく、図書館とボランティアが協力して読書のまちづくりを行うために、図書館運営に関する意見を聞く場となっております。

C委員 図書館勤務の市職員が9名から4名になるとのことだが、4名とした根拠はあるのか。

事務局 指定管理者制度導入の効果の一つに、市職員の適正配置が挙げられます。現在市職員が行っている業務を数値化し、市が直接携わる業務、民間事業者へ委託する業務、市と民間事業者が共有

する業務の三つに分類いたしました。その結果、市職員4名を配置することで、市が担うべき業務と、民間事業者と協働で行うべき業務の全てがまかなわれると、指定管理者制度導入検討の時点で整理しております。市が直接担う業務は、学校図書館に関する業務、まちじゅう図書館等市職員が担うべきと判断された図書館業務、施設の大規模改修工事の計画・実施、一般事務となっております。ブックスタートや読み聞かせ等の事業については、指定管理事業者に仕様書として提示し、協議をしながら引継ぎを行っております。

C委員 職員数削減によって職員間の連携などに支障をきたし、無理が生じることはないか。

事務局 図書館の日常業務については全て指定管理事業者が行うこととなりますので、無理が生じることはありません。行政の判断を要する事業企画については、これまでどおり市が担っていきたいと考えております。

② 平成29年度 図書館関連予算について
(事務局説明)

質疑

A委員 指定管理料のうち、資料費の金額を現状維持するよう契約の中で定めることはできるのか。

事務局 指定管理者制度は契約ではなく行政処分となりますので、資料費の現状維持は指定管理者へ求めています。指定管理事業者とは契約書ではなく、協定書を結びます。指定管理者募集に際しまして、恵庭市が公示した仕様書に応じた事業提案書を、業者が提出しています。提出された事業提案書に基づいて協定を結ぶというのが、指定管理者制度の手続きとなります。通常の契約とは異なり、議会の承認を得た上で、協定書を結ぶこととなります。

A委員 購入する図書の選定はどのように行うのか。

事務局 昨年から、選書・除籍を懸念する声を市民の方から多くいただいております。ご意見をいただいた都度、選書リストの提出による月例報告を事業者に行わせ、不適切な選書があれば指導を行うとお答えしておりました。また除籍につきましては、市の承認を経た上で除籍を行うという形で協議を進め、協定書を結びます。

A委員 協定書を結んでいないということは、まだ協議の途上であるということか。

事務局 協定書を結ぶ前の段階で、仕様書によって図書館業務の明細を示しております。民間事業者はそれに基づいた事業提案をしております。

A委員 現在の図書館には魅力的な図書が少ない。多くの市民が求める書籍を購入するように努めるべきだ。国や道が示した選定基準があれば、それに基づいて図書を購入することが好ましいと考える。

事務局 恵庭市では資料の選書基準、除籍基準を設けております。それに従い、市民の多くの方に読んでいただけるような図書を選書しております。利用者の図書へのニーズは多岐にわたりますので、それに対応できる基準に従って選書を行っております。今後も、指定管理者との間で従来の選書基準を守るよう協議いたします。より多くの市民の方に読んでいただけるような資料を選書するよう、協議を進めてまいります。

D委員 指定管理事業者による選書は、市の承認を受けた上で購入を行うのか。

事務局 市の承認を経た上での購入となると新規刊行物の所蔵が遅れることが予想されるため、購入後に選書リストを提示させ、行政が点検を行う予定となっております。

D委員 あくまでも恵庭市の選書基準にあわせて指定管理事業者が選書を行うという認識でいいか。中古本が所蔵されるようなことにはならないか。

事務局 D委員がおっしゃったような事態が起こらないよう、選書リストを月例で提出するよう指定管理者へ求めます。除籍については、市の承認がなければ行わないようにいたします。指定管理者制度を導入した他市で話題となった問題が発生しないよう、先進地区を参考にしながら進めてまいりたいと思います。従来どおり地元業者から図書を購入するため、他市の事例にあったような、中古本を購入するような事態にはなりません。

③ 平成 28 年度 読書活動推進事業の実施について（上半期）
（事務局説明）

質疑

A委員 図書館本館 2 階ギャラリーで行われる展示は利用者の目に付きづらい場所に設置されているように思うため、1 階入口付近での展示を行ってはどうか。

事務局 2 階ギャラリーの展示は市が行っているものではありません。2 階ギャラリーは、一般市民の申込みによって貸出をしているスペースとなっております。

A委員 以前 2 階ギャラリーで小学生による本のショーウインドウ展が行われていたが、市の学校図書館の管轄ではないのか。

事務局 学校の読書推進事業として、本のショーウインドウ展を行っている小学校があります。展示物が既に完成した状態で運ばれてきたため、所定の場所にしか展示できませんでしたが、ホームページと、1 階ポスター掲示での周知を行ってまいりました。次年度以降、小学校と連絡を取りながら展示の方法を検討したいと思います。

D委員 緑町の複合施設新設に伴い、恵庭分館は移転するのか。

事務局 平成30年4月開館を目標に、恵庭市の緑町に「緑と語らい広場」という複合施設を新設いたします。その中に、恵庭分館を移設する予定となっております。

D委員 複合施設にブックステーションを設置するというイメージか。

事務局 ブックステーションではなく、恵庭分館を複合施設へ移設する予定となっております。

D委員 分館のほかに、どのような施設が入る予定となっているのか。

事務局 担当課ではありませんので詳細に申し上げることはできませんが、行政機関では保健センター、児童館、市民活動センターを移設する予定となっております。民間では、スポーツ施設の設置を予定しています。現在恵庭市では花の拠点作りが話題となっており、花と観光で恵庭を盛り上げようという企画が持ち上がっております。今後の進行状況につきましては、新聞や議会だよりでお知らせいたします。

D委員 恵庭分館の移設先の広さと、蔵書冊数はどうなるのか。

事務局 現在協議を進めているところです。現在の蔵書冊数を維持できるよう要望はしておりますが、図書館部分の面積は減少するため、図書コーナーのような共有スペースを作ることを検討しております。

A委員 新しい施設には、自由に使用できるスペースを用意してはどうか。本館と各分館で、それぞれの特色を出していければいいと考える。

事務局 そのような空間も用意されるかと思いますが、図書館のみの施設ではありませんので、他課と協議しながら進めてまいります。

4. その他・情報交換

5. 閉 会

(14時40分 終了)